

北広島町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 北広島町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度供用開始 (供用開始後19年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用企業
処理区域内人口密度	30.4人/ha	流域下水道等への 接続の有無	流域下水道等への接続なし
処理区数	8地区 川小田地区、千代田東地区、千代田中央地区、壬生地区、蔵迫地区、南方地区、琴庄地区、原東地区		
処理場数	8箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成27・28年度に北広島町農業集落排水施設最適整備構想を策定しています。		

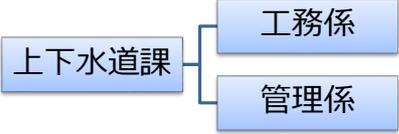
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料(1ヶ月につき)						
	区分	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³)			
	一般用	5m ³ まで	972円	5m ³ を超え10m ³ まで	145.8円		
				10m ³ を超え30m ³ まで	192.24円		
				30m ³ を超え50m ³ まで	204.12円		
				50m ³ を超え100m ³ まで	237.6円		
100m ³ を超えるもの				259.2円			
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当なし						
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし						
条例上の使用料*1 (20m ³ あたり)	平成25年度	3,522	円	実質的な使用料*2 (20m ³ あたり)	平成25年度	3,894	円
	平成26年度	3,623	円		平成26年度	3,876	円
	平成27年度	3,623	円		平成27年度	3,810	円

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年度現在、上下水道課は10人で構成されています。下水道事業・農業集落排水事業の運営に携わる職員は、支所を含め5人体制となっています。
事業運営組織	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	農業集落排水設計業務、農業集落排水処理場維持管理業務、中継ポンプ施設維持管理業務、汲み取り業務、処理場機能診断業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし。
	ウ PPP・PFI	該当なし。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当なし。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成28年度に策定・公表しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経営比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。
--

2. 経営の基本方針

<p>本町のこれまでの人口の推移をみると、昭和35(1960)年から昭和45(1970)年まで急激な人口減少が続き、昭和50(1975)年頃からゆるやかな人口減少で推移し、平成28年10月末時点では19,298人となっています。今後も人口の減少率は年1.4%前後で推移するものと予想され、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計(基準年2010年)によると、平成37(2025)年には16,574人、平成57(2045)年には12,566人、平成72(2060)年には1万人を下回り9,963人となる見込みとしています。人口減少は下水道使用料収入の減少に直結するため、下水道事業運営に関わる大きな問題となります。人口減少に伴う使用料収入の減少、下水道施設の老朽化による更新コストの発生など、今後の下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しくなることが予想されます。</p> <p>下水道事業は地域住民の生活に欠くことのできない、重要な生活インフラですので、将来世代にわたり良質な下水道サービスを安定的に提供する必要があります。そのため、計画的な維持管理・更新や、適正な経営に努め、『下水道サービスの提供を通し、住みよい街づくりに貢献する』ことを基本理念とし、下記の3つの基本方針のもと、中長期的な基本計画である経営戦略を策定します。</p> <p>■安全・安心・快適な生活の提供 下水道整備をはじめ、機能の向上や耐震性の強化、防災対策などに取り組み、全ての住民に安全・安心・快適な生活を提供します。</p> <p>■環境負荷の低減 公共用水域の水質保全のため、汚水処理の適正化や処理区域の全加入に向け努めます。</p> <p>■持続的な下水道事業運営 下水道施設の計画的な更新など、中長期的な視点から下水道事業運営を捉え、経営基盤の強化を図りながら、良質で安定した下水道サービスを持続的に提供します。</p>
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
農業集落排水事業は、概ね整備が完了していますので、計画的な維持管理・更新を行うことを目標とします。
- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
平成28年度に策定する、施設最適化構想をもとに、処理場等施設の有効活用や長寿命化を図ります。

- ② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標
一般会計からの繰入金を減らしていくため、使用料収納の徹底とコスト削減に努めます。
- 使用料収入の見通しと、使用料の見直しに関して
農業集落排水事業は、計画区域の大半の整備が完了しており、処理区域内の人口減少に伴う使用料収入の減少を見込んでいます。使用料については消費税増税に伴う改定を含み、4～5年おきに使用料の改定を計画しています。

- ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
計画期間中の職員数の変更は行わず、現行の体制で事業運営を行う計画としています。
- 動力費に関する事項
過去5年間の動力費の平均伸び率をもとに、計画期間中の費用を推計しました。
- 修繕費に関する事項
過去5年間の修繕費の平均伸び率をもとに、計画期間中の費用を推計しました。
- 材料費に関する事項
過去5年間の材料費の平均をもとに、計画期間中の費用を推計しました。
- 薬品費に関する事項
過去5年間の薬品費の平均伸び率をもとに、計画期間中の費用を推計しました。
- 委託費に関する事項
過去3年間の委託費の平均をもとに、計画期間中の費用を推計しました。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	採算性・費用対効果を念頭に置き、本町に見合った施策を随時検討します。
投資の平準化に関する事項	管渠等で計画期間中に耐用年数を経過するものではありませんが、管渠等の更新には多額のコストがかかるため、投資の平準化を検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間中のPPP/PFI事業は計画していませんが、国や他団体の動向を注視し、本町に見合った施策を随時検討します。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	持続的な下水道サービスを提供していくためには、適正な使用料設定が必要であり、消費税増税に伴う改定を含め、4～5年おきの定期的な使用料の改定を検討する必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	本町の規模・財政状態等から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等、PPP/PFIなどは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組みを随時検討します。
職員給与費に関する事項	人員数の変更は計画していませんが、業務内容の変化に応じて職員の増減を検討します。
動力費に関する事項	電力自由化など経費削減につながる取り組みを、随時検討します。
薬品費に関する事項	コスト削減につながる取り組みを、随時検討します。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく、財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・効率化に努めます。
その他の取組	収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し取り組みます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略の事後検証は、総務省より通知されました、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を基に各年度末に行います。また見直し(ローリング)についても5年毎に実施して参ります。
---------------------	--

経営比較分析表

広島県 北広島町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	14.73	70.02	3,623

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
19,459	646.20	30.11
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,853	0.94	3,035.11

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



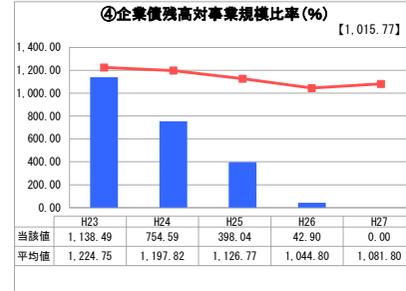
「単年度の収支」



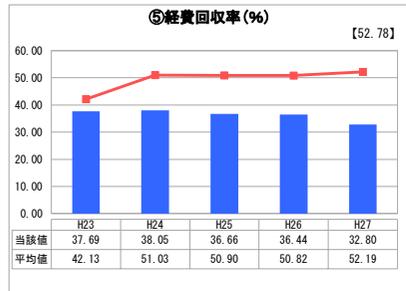
「累積欠損」



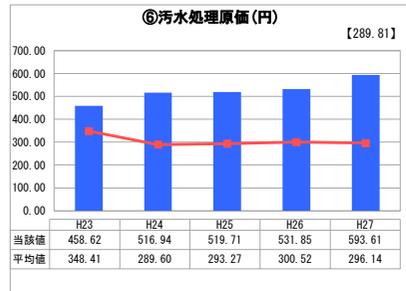
「支払能力」



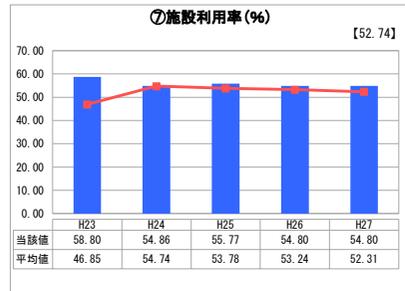
「債務残高」



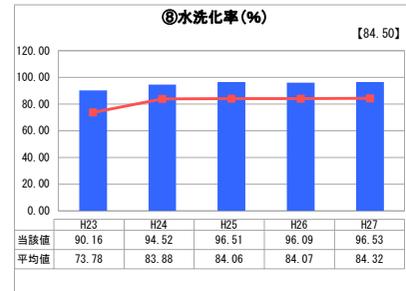
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

①収益の収支比率は60%台で推移しており、100%を大幅に下回り単年度収支は赤字である。総費用は高額で推移し、地方債償還金は増加傾向にあることから、今後は単年度収支赤字解消に向けて経営改善に取り組んでいく必要がある。

②累積欠損金比率については、類似団体平均を下回った数値で推移している。さらに、企業債現在高は順調に減少しており、それに伴い比率も減少傾向にあることから、全体としては良化していると考えられる。

③経費回収率は100%を大きく下回っており、単年度での経営はできていないと言えない状況となっている。今後、使用料収入の見直しや汚水処理に係る費用の削減など、健全経営ができるよう取組みを進めていく。

④汚水処理原価は、類似団体平均よりも低い数値で推移しており、他団体と比較すると費用の効率性の面では改善すべき点があると考えられる。今後、経年による施設の老朽化が想定される中、健全経営を図っていくための対策を検討していく必要がある。

⑤施設利用率は50%台をほぼ横ばいで推移しており、今後の上昇は見込めない。しかしながら、類似団体平均と比較しても概ね同規模で推移していることから、施設の規模としては適切と考えられる。

⑥水洗化率は90%台後半であり、100%に近い数値で推移している。今後、水洗化率100%達成に向け、引き続き取り組んでいく。

2. 老朽化の状況について

③現状では法定耐用年数を超える管路は出ていない状況であるが、施設の老朽化が進むにつれ更新に向けた対策も必要となってくることから、適正な時期に適正な管路更新ができるように、計画的な資産管理を行う。

全体概括

単年度収支が赤字であることや経費回収率が極めて低いこと、汚水処理原価の数値を類似団体平均と比較して高いことを踏まえると、全体的な経営状況については健全とは言えない状況となっている。平成28年度策定の経営戦略に基づき、今後は、経営状況や固定資産などの状況把握、必要に応じた施設の整備更新、適切な資金管理など、経営改善及び適切な運営管理に向けた取組みを進めていく必要がある。

また、人口密度が他の事業と比較して大きい理由は、農業集落排水区域は既にほ場整備が終了しており、今後、農地を宅地化する可能性が低いことから、管路沿いの面積を処理区域面積としていることによる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	227,437	235,023	228,845	228,406	227,972	227,542	227,117	226,696	226,279	225,866	225,457	225,053	
		(1) 営 業 収 益 (B)	46,064	45,873	43,845	43,406	42,972	42,542	42,117	41,696	41,279	40,866	40,457	40,053	
		ア 料 金 収 入	46,064	45,873	43,845	43,406	42,972	42,542	42,117	41,696	41,279	40,866	40,457	40,053	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	181,373	189,150	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
		ア 他 会 計 繰 入 金	181,371	178,131	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
		イ そ の 他	2	11,019											
		2 総 費 用 (D)	180,863	191,992	171,935	168,384	164,752	161,032	157,222	153,323	149,365	145,453	141,674	138,241	
		(1) 営 業 費 用	125,309	139,846	123,243	123,243	123,243	123,243	123,243	123,243	123,243	123,243	123,243	123,243	
ア 職 員 給 与 費	13,947	14,831	15,003	15,003	15,003	15,003	15,003	15,003	15,003	15,003	15,003	15,003			
ウ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他	111,362	125,015	108,240	108,240	108,240	108,240	108,240	108,240	108,240	108,240	108,240	108,240			
(2) 営 業 外 費 用	55,554	52,146	48,692	45,141	41,509	37,789	33,979	30,080	26,122	22,210	18,431	14,998			
ア 支 払 利 息	55,554	52,146	48,692	45,141	41,509	37,789	33,979	30,080	26,122	22,210	18,431	14,998			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		46,574	43,031	56,910	60,022	63,220	66,510	69,895	73,373	76,914	80,413	83,783	86,812		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	129,339	158,339	111,034	114,507	114,941	115,371	115,796	116,410	113,805	110,895	97,919	93,142	
		(1) 地 方 債		11,400											
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	127,754	131,837	109,083	112,556	112,990	113,420	113,845	114,459	111,854	108,944	95,968	91,191	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金	1,585	1,586	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	
		(7) そ の 他		13,516											
		2 資 本 的 支 出 (G)	172,469	194,451	175,460	174,529	178,161	181,881	185,691	189,783	190,719	191,308	181,702	179,954	
(1) 建 設 改 良 費	9,145	31,364	8,900	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000			
ウ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	163,324	163,087	166,560	169,529	173,161	176,881	180,691	184,783	185,719	186,308	176,702	174,954			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 43,130	△ 36,112	△ 64,426	△ 60,022	△ 63,220	△ 66,510	△ 69,895	△ 73,373	△ 76,914	△ 80,413	△ 83,783	△ 86,812		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,444	6,919	△ 7,516	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	2,152	5,597	12,516	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,596	12,516	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	5,596	12,516	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	66.1	66.2	67.6	67.6	67.5	67.3	67.2	67.0	67.5	68.1	70.8	71.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	46,064	45,873	43,845	43,406	42,972	42,542	42,117	41,696	41,279	40,866	40,457	40,053
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)	46,064	45,873	43,845	43,406	42,972	42,542	42,117	41,696	41,279	40,866	40,457	40,053
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	2,620,555	2,468,868	2,302,308	2,132,779	1,959,618	1,782,737	1,602,046	1,417,263	1,231,544	1,045,236	868,534	693,580

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	181,371	178,131	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
うち基準内繰入金	181,371	178,131	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	127,754	131,837	109,083	112,556	112,990	113,420	113,845	114,459	111,854	108,944	95,968	91,191
うち基準内繰入金	36,413	37,100	35,810	36,448	37,229	38,029	38,848	39,727	39,996	40,123	38,058	37,682
うち基準外繰入金	91,341	94,737	73,273	76,108	75,761	75,391	74,997	74,732	71,858	68,821	57,910	53,509
合 計	309,125	309,968	294,083	297,556	297,990	298,420	298,845	299,459	296,854	293,944	280,968	276,191